

全ての業種が対象です！準備は大丈夫？



消費税インボイス対応 セミナー&個別相談会



令和5年10月から消費税「インボイス制度」が導入されます。「自社は関係ない」と思っている方もそんなことはありません。全ての業種が対象になり、消費税免税事業者は対策しないと取引に影響が出る場合があります。そこで、本セミナーでは消費税の仕組み・基礎知識とインボイス制度の対応について分かりやすく解説します。事業主、経理担当者、また取引先事業所をお誘い合わせの上ご参加ください。

令和3年11月30日（火） 基礎からまなぶ消費税

はじめて課税事業者
になる方必見！

「本則・簡易課税」「課税・免税事業者」「仕入税額控除」「軽減税率」「インボイス」って何？まずは消費税の仕組み・基礎知識を正しく理解するところから始めましょう。「インボイス制度」を導入するにあたり、大切なことを解説します。

令和3年12月9日（木） インボイス制度の概要と留意点

今後とるべき方針
が決められる！

インボイス制度は、課税事業者が同じ課税事業者と取引することによって互いに控除を受けられる仕組みです。当セミナーでは課税・免税事業者双方の立場から必要なことを解説します。

令和3年12月13日（月）～17日（金） 税理士による個別相談会

税理士：税理士法人山口会計パートナーズ 社員税理士 西丸保幸
税理士による「消費税軽減税率制度・インボイス制度（消費税について）・確定申告・年末調整」についての個別相談会を開催いたします。上記セミナーを聞いて、もっと具体的に自社・自店が取るべきインボイスの対応を詳しく知りたい方等ぜひご参加ください。
*1社1時間程度

会場 30日 加茂商工会議所 2階会議室 定員
9日 加茂市産業センター 3階講習室 各回20名
時間 13:30～15:30
講師 税理士法人山口会計パートナーズ *申込書裏面
社員税理士 西丸保幸氏

参加費
無料
会員・非会員
問わず

消費税インボイス対応 セミナー&個別相談会申込書

FAX : 5 2 - 4 1 0 0 MAIL : info@kamocci.or.jp

送付先 : 加茂商工会議所 (担当/渡邊) 行

【セミナー】参加希望日に○をつけてください。

- ① 11月30日(火) 基礎からまなぶ消費税
- ② 12月 9日(木) インボイス制度の概要と留意点

【個別相談】下記のうち希望日時をご記入ください。

12月13日(月) ~ 17日(金) 10:00 ~ 17:00

第1希望 月 日(時) 第2希望 月 日(時)

第3希望 月 日(時)

※申し込みが重複した場合は調整のお電話をさせていただきます。

※定員に達した場合はお断りする場合がございます。

※ご相談日当日は加茂商工会議所窓口までお越しください。

事業所名	
参加者名	(役職)
参加者名	(役職)
住 所	TEL () - FAX () -
業 種	
具体的な相談内容	